

青森県報

号外第四十二号

平成二十一年
五月二十九日
(金曜日)

目 次

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…	(人 事 課)	二
青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例 の一部を改正する条例…	(同)	三
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…	(同)	三
青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例	(同)	六

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、附則に次の一項を加える。

- 4 知事等に対して平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第四条の規定の適用については、同条ただし書中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県条例第五十五号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第三条第二項の規定の適用については、同項ただし書中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県条例第五十六号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

附則第六項を次のように改める。

- 6 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定の適用については、第十九条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の六十」と、第十九条の四第二項第一号中「百分の七十二・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九二・五」とあるのは「百分の八二・五」と、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

附則第七項及び第八項を削る。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 第二条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 第三条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

とする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後速やかに、人事委員会において、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を議会及び知事に同時に勧告するものとする。

<p>第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この表において「新給与条例」という。）附則第六項の規定による読替え前の新給与条例第十九条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>新給与条例附則第六項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第二条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この表において「新任期付研究員条例」という。）附則第二項の規定による読替え前の新任期付研究員条例第六条第二項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項</p>	<p>新任期付研究員条例附則第二項の規定による読替え後の新任期付研究員条例第六条第二項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項</p>
<p>第三条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下この表において「新任期付職員条例」という。）附則第三項の規定による読替え前の新任期付職員条例第五条第二項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項</p>	<p>新任期付職員条例附則第三項の規定による読替え後の新任期付職員条例第五条第二項の規定による読替え後の新給与条例第十九条第二項</p>
<p>新給与条例附則第六項の規定による読替え前の新給与条例第十九条の四第二項</p>	<p>新給与条例附則第六項の規定による読替え後の新給与条例第十九条の四第二項</p>

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

- 3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第二条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

附則第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭